

令和6年度働く女性のキャリア継続推進セミナー運営業務に係る企画提案仕様書

1 業務名

令和6年度働く女性のキャリア継続推進セミナー運営業務

2 業務の目的

女性が働きやすい職場づくりを推進するため、県内企業の経営者・管理職の意識改革を促進することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 働く女性のキャリア継続推進セミナーの開催

以下の内容を網羅するテーマとし、女性の働きやすい職場づくり推進とそのための体制構築を支援することで全ての労働者が働きやすい職場づくりを推進するセミナーを開催すること。

- ① 県内の若年女性や子育ての女性が働きやすいと思える職場づくり及び仕事と子育てを両立できる職場づくりの推進（基調講演及び事例紹介）
- ② 女性活躍や育児休業等により負担が増える労働者（男性の労働者及び子供のいない女性労働者）が不満なく働きやすいと思える職場づくりの推進（基調講演）

ア 要件

(ア) 対象者

企業経営者、管理職、人事担当者等

(イ) 開催時期

令和6年12月～令和7年2月頃

(ウ) 開催場所及び回数

県内6地域のうち3ヶ所（50名以上の参加が可能な場所で計3回）

(エ) 参加者数

目安として50名程度

(オ) 開催方法

現地開催又はオンラインとの併用

イ セミナーの運営等

(ア) 業務計画の作成

セミナーの開催に当たっては、テーマ（内容）、講師、事例紹介企業、プログラム、全体スケジュール及び実施体制等を記載した業務計画を作成し、事前に県と協議すること。

(イ) 会場等の準備

セミナーの実施に必要な会場、設備、人員等を確保し、会場設営等の準備を適切に行うこと。なお、現地開催を行う場合の会場については、利便性の高い

場所を確保すること。

(ウ) 周知・広報及び参加者の募集

参加者の確保のため、チラシの作成等により十分な広報を行うこと。

広報の時期及び広報物の内容については、県と協議すること。

(エ) 申込受付

参加申込のあった者の名簿（リスト）を作成すること

(オ) 講師等との各種調整

講師及び事例紹介者との講演内容やスケジュールの調整、参加者との連絡調整を行うこと。

講師と調整した内容については、県に報告すること。

(カ) 開催当日の運営

参加者の受付、進行管理及び講師・参加者のサポートを行うこと。

(キ) アンケート調査の実施

各回のセミナー終了後、参加者に対し、アンケート調査を行い、その結果を集計・分析して報告すること。

調査の内容については、事前に県と協議すること。

4 自由提案業務

提案者の自由な発想により、業務の目的を達成するために効果的と思われるもの(※)を提案することができる。ただし、自由提案業務については、予算額の範囲内での実施とし、提案を必須としない。

(※) 例えば、委託業務の実施に当たり効果的な手法やサービス、上記3の記載内容のほか効果的と思われるもの など

5 委託業務の実施等について

(1) 委託業務の実施について

- ① 委託業務の実施に当たっては、県と随時情報を共有し、円滑に業務を進めること。
- ② 委託業務の実施状況について、適宜、県に報告すること。
- ③ 県は、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。
- ④ 委託業務の実施状況が著しく不適當又は不誠実であると認められる場合には、委託契約の全部又は一部を解除することがある。

(2) 委託業務終了後

委託業務の終了後、業務実施の経過や実績、成果等を記載した報告書を任意様式（日本産業規格A4）により作成し、紙及び電子媒体で提出すること。

6 対象経費

- (1) セミナーの開催に係る経費（使用料、印刷費、広告費、通信運搬費、講師謝金、旅費、消耗品等の経費）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費

- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (4) その他委託業務に必要と認められる経費（要事前協議）

※ ただし、次の経費は対象外とする。

- ・ 土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・ 施設・設備の設置費、改修費
- ・ 飲食代その他、委託業務と関連性が認められない経費

7 その他

(1) 個人情報の取扱い

受注者は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(2) 暴力団の排除

受注者は、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(3) 業務の再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

(4) 権利の帰属

ア 委託業務の納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。

ただし、契約締結日現在、受注者等（受注者、受注者以外の委託事業参加者及び第三者をいう。イにおいて同じ。）の権利対象となっているものを除く。）は、その発生と同時に受注者から県に譲渡され、県に帰属するものとする。

イ 契約締結日現在、受注者等の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、県は、納入物の利用のため、契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を県の著作物として使用改変し、又は第三者に使用させ、若しくは改変させることができる。ただし、受注者から別段の通知がなされたものについては、この限りでない。

ウ 受注者は、納入物（委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(5) その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。